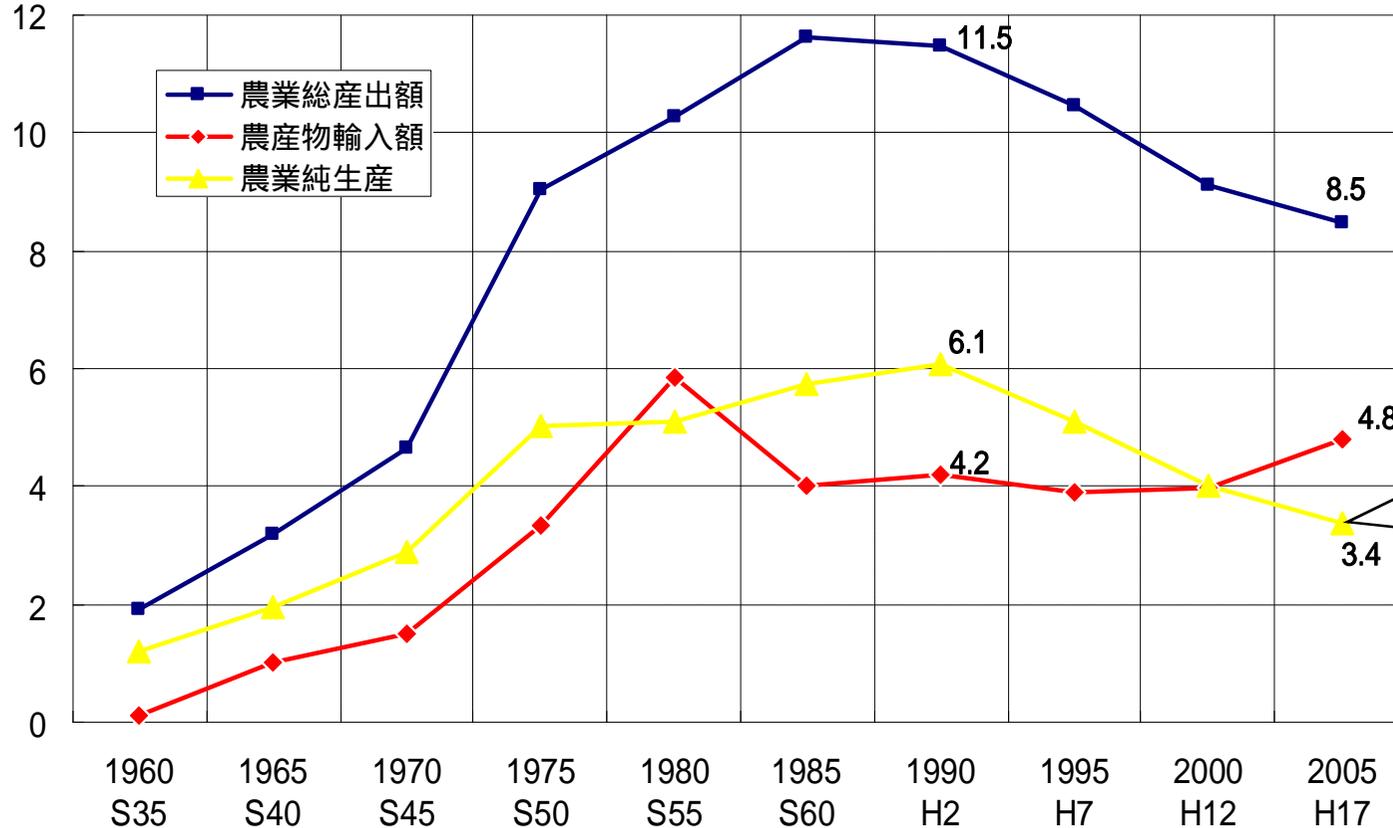


農産物輸入と国内農業生産、農業所得の関係

(兆円)

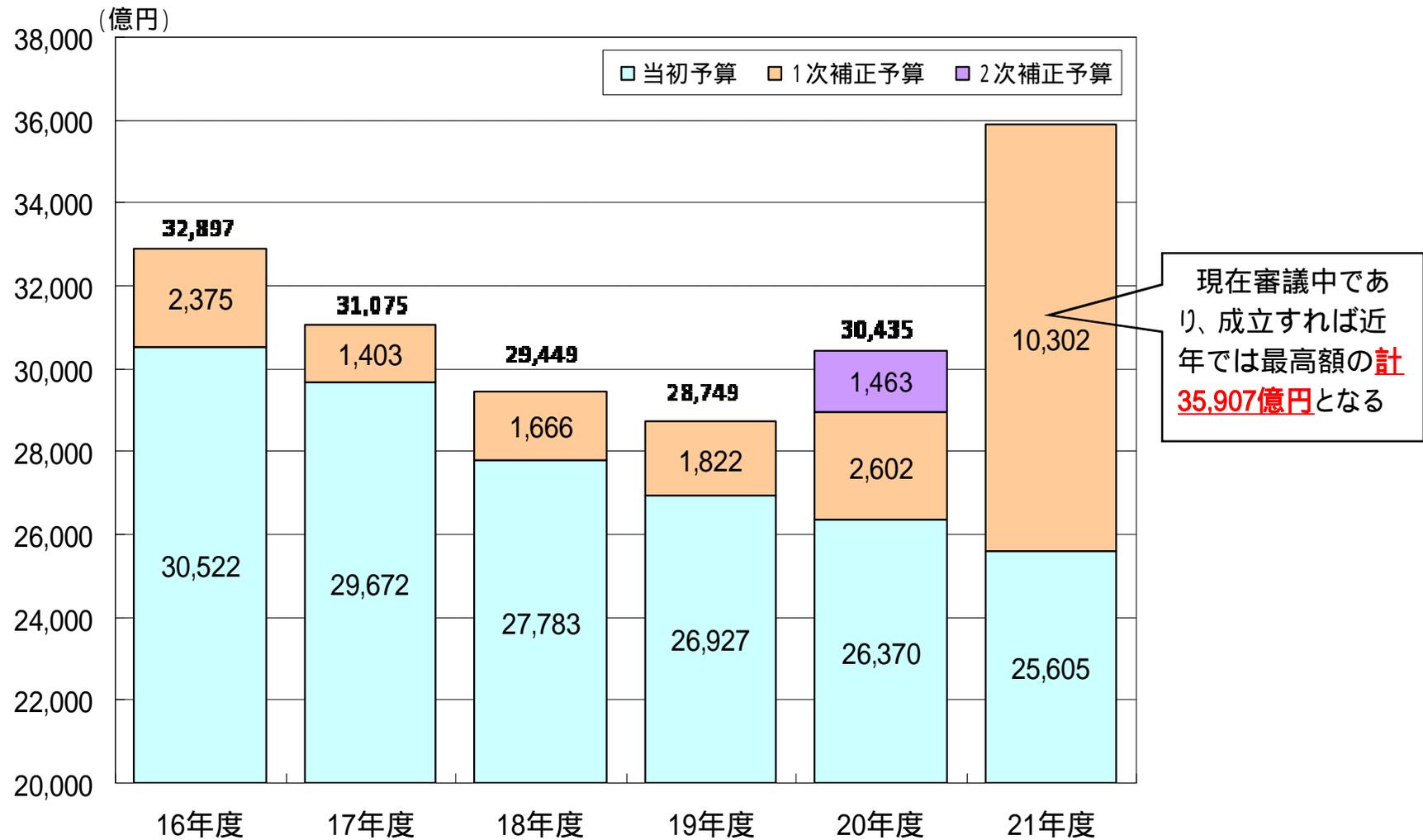


1990年以降の15年間で農業所得(農業純生産)は半減

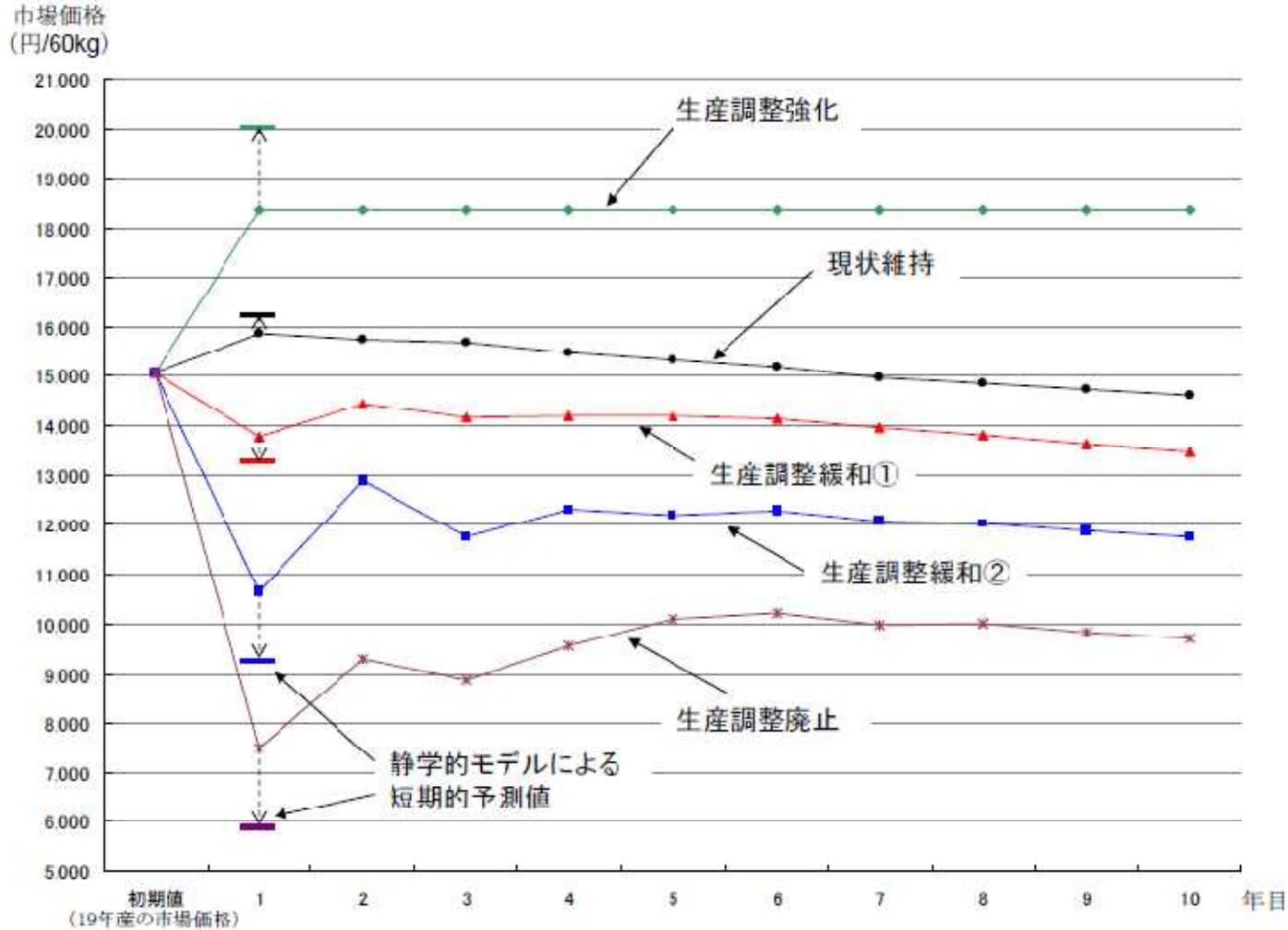
注: 農業純生産とは、「農業総生産 - 固定資本減耗(減価償却引当額 + 災害額) - 間接税 + 経営補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

資料: 財務省関税局「貿易統計」(一部試算)、農林水産省「生産農業所得統計」、「農業・食料関連産業の経済計算」
平成21年5月26日 参議院予算委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料

近年の農林水産予算

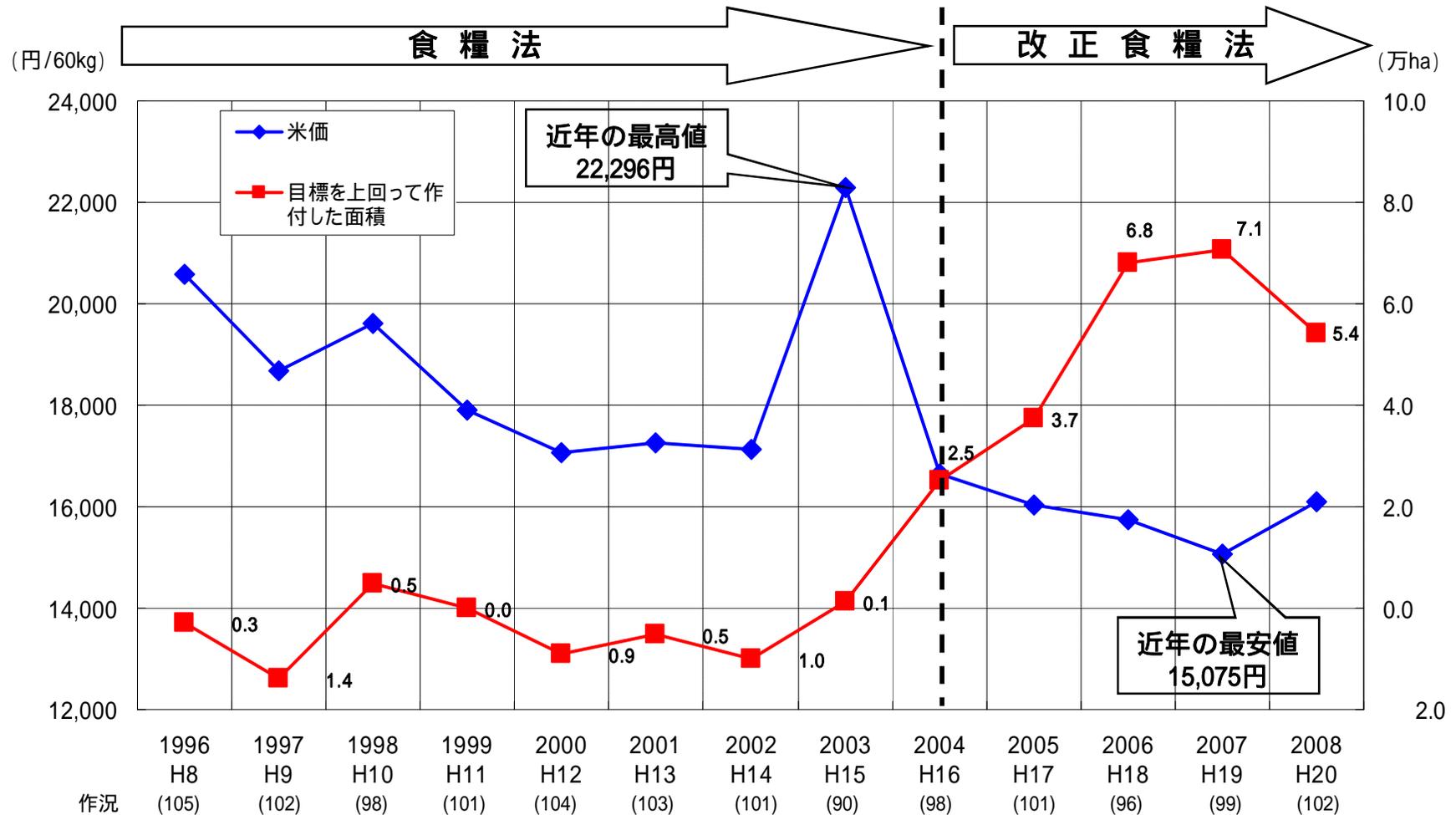


農水省による米政策シミュレーション



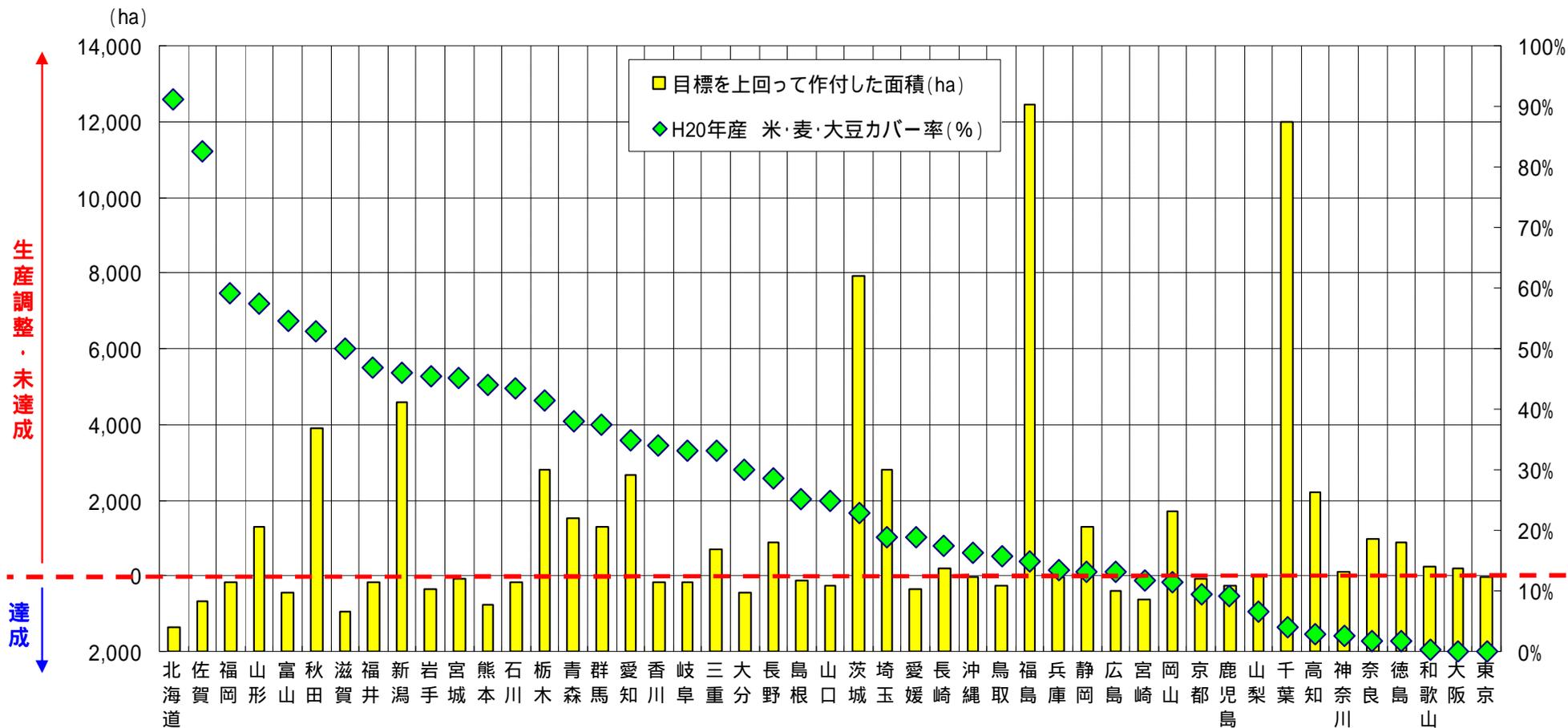
資料:農林水産省「米政策に関するシミュレーション結果(第1次)について」より抜粋
平成21年5月26日 参議院予算委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料

国産米価格と生産調整の関係



注1 米価は、コメ価格センター全産地銘柄の年産平均価格による
 注2 平成20年産の米価は、平成21年1月のコメ価格センターにおける入札取引価格

水田経営所得安定対策と生産調整の関係 (H20年産)



注1 作付面積は、青刈り面積を除いた子実用の作付面積
 注2 生産調整達成県は、目標を上回って作付した面積が負の値になっている県のほか、出入り面積を考慮した場合に達成となる山梨県・三重県、さらに主食用以外の用途への事後対策との取組により達成となる長崎県を含めた27都道府県となる

資料：農林水産省資料より作成

平成21年5月26日 参議院予算委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料

水田作の担い手に対する経営安定対策

年度	10 ~ 15	16 ~ 18		19 ~ 現在
名称	稲作経営安定対策	稲作所得基盤確保対策 (全稲作農家用・1階部分)	担い手経営安定対策 (担い手用・2階部分)	水田・畑作経営所得安定対策 (品目横断的経営安定対策)
支払基準	当年産価格が基準価格を下回ったとき	当年産価格が基準価格を下回ったとき	当年産の稲作収入が基準収入を下回ったとき	< 収入減少影響緩和対策 > 当年産収入額が標準的収入額を下回ったとき
補てん水準	・認定農家 差額の9割 ・一般 差額の8割	・固定部分 300円 / 60kg ・変動部分 差額の5割	差額の9割	差額の9割
対象要件	生産調整			
	集荷円滑化対策	(当時は制度ナシ)		
	認定農業者	(12年から認定農家コース)	不問	
	経営規模	不問	不問	・認定農業者 北海道10ha 都府県4ha ・集落営農 20ha ----- 【知事特認による条件緩和が可能】 ----- 【市町村特認等による条件緩和が可能】
生産者拋出				

注: 19年産以降については、担い手以外の生産調整実施者を対象とした「稲作構造改革促進交付金」(生産者拋出ナシ)も措置されている。